

# 函館市環境基本計画とは

## 1 計画改定の趣旨と背景

本市では、平成11年9月に、良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定し、その基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成12年3月に、21世紀半ばを見据え、目標年次を平成21年とする函館市環境基本計画を策定し、これまで、市民、市民団体、事業者、市などが協力し、各分野で環境保全のための取り組みを進めてきました。

こうした中、本市においては、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町との合併により、市の総面積がそれまでの約2倍になるなど、市域の状況は大きく変化し、豊かな自然環境のより一層の保全と維持が求められています。

また、現行の環境基本計画の進ちょく状況については、毎年、函館市環境白書の中で取りまとめ、公表していますが、大気や水質などの環境基準は、おおむね目標を達成している一方で、市民アンケート調査の結果を見ると、市民の環境に対する満足度は十分とは言えない状況にあります。

このような環境問題を取り巻く社会情勢の変化や本市の特性、さらには現行計画の目標達成状況などを踏まえ、今後の施策の基本的な展開方向を示すため、環境基本計画の改定を行うものです。

## 2 計画策定の目的

本計画は、函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するため策定するものです。

### 函館市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
  - 3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。
  - 4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 3 計画の基本的事項

<p>(1) 計画の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●函館市環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、函館市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。</li> <li>●各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての基本となるものです。</li> </ul>	
<p>(2) 計画の対象とする環境の分野</p>	<p>地球環境（温暖化の防止、酸性雨への対策など）</p> <p>生活環境（大気汚染、水質汚濁など）</p> <p>自然環境（生態系の多様性、生物の種・数など）</p> <p>快適環境（公園・緑地、水辺など）</p>	
<p>(3) 計画の対象とする地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●函館市全域を対象とします。</li> <li>●今日の環境問題は、大気や水質への環境負荷など行政区域を越え、地域が一体となった対応が求められることから、これらの問題に対する本市の役割を明らかにし、近隣市町や北海道、国の関係機関とも連携を図ります。</li> </ul>	
<p>(4) 計画の期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。</li> <li>●平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。</li> </ul>	
<p>(5) 計画策定の基本的な考え方</p>	<p>地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題への対応の強化</p>	<p>これまでに推進してきた地球環境問題に対する取り組みを、より一層充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。</p>
	<p>豊かな自然環境の保全</p>	<p>私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にすることを心がけ、自然を大切にすることを実践していくことを基本的な考え方とします。</p>
	<p>市民・事業者・市が協働して、環境保全活動を展開するための取り組み</p>	<p>団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。</p>